

クマの出没に対する農作物の管理対策について

令和2年10月20日
農林総合研究センター

10月8日に県内に「ツキノワグマの出没警戒情報」が発令され、市街地においてもクマの出没が急増し、人身被害が多発しています。

専門家によると、市街地にクマを寄せないためには、クマのえさとなる農作物の管理も重要な対策の一つです。

つきましては、クマの出没に対する農作業における注意事項及び農作物の管理対策を取りまとめましたので、農業者等への周知と対策の指導をお願いします。

1 農作業における注意事項

- ・目撃情報などがあった地域、過去にクマが出没した地域やその周辺においては、できるだけ単独での農作業は避け、鈴やラジオなどを携行し、クマの活動が活発になる早朝や夜間の農作業は控えるようにする。
- ・近隣で出没、目撃情報が寄せられた場合は、速やかに作業を中止する。
- ・二番穂等の食害や果樹の枝折り、爪痕、足跡、糞などの痕跡を発見した場合は、近づかないようにし、速やかに市町・警察に通報する。

2 農作物の管理対策

目撃情報などがあった地域、過去にクマが出没した地域やその周辺においては次の対策を実施する。

- (1) 果樹・野菜
 - ・不要な農作物は速やかに畑や園地等から搬出し、収穫残渣や廃棄物等を放置しない。
- (2) 水稻
 - ・早急に秋起こしを行い、ひこばえ（二番穂）などを放置しない。
- (3) ほ場・農道の除草管理
 - ・ほ場や農道周辺のやぶや草の茂みはクマの隠れ場所となるため、草の刈払い、藪刈りなどの除草管理を行う。
- (4) 施設管理
 - ・収穫物等の収納庫はクマが入らないように施錠しておく。
- (5) 電気柵の設置
 - ・クマの常発地域では、果樹園等に電気柵を設置し、侵入を防止する。